

市民委員会資料③

3 所管事務の調査（報告）

（1）川崎市子ども若者ビジョン（案）のパブリックコメントの実施について

資料1 川崎市子ども・若者ビジョン（案） 概要

資料2 川崎市子ども・若者ビジョン（案）

資料3 子ども・若者ビジョン意見募集について

参考資料1 中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書に基づく平成27年度取組状況
（平成28年2月9日版）

参考資料2 中学生死亡事件 再発防止のための取組 教育委員会・学校

参考資料3 中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況のとりまとめ

市民・こども局こども本部

（平成28年2月10日）

第1章 ビジョン策定にあたって

1. 策定の背景

●子ども・若者を取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、さらには都市化の進展などから、「働き方」や「暮らし」、「家庭（家族形態）」が変わってきており、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

●子ども・若者をめぐる問題の複雑・深刻化

社会状況や子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、発達障害、いじめ・不登校、非行、ひきこもり、ニート、自殺など、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化しており、子ども・若者自身が犯罪に陥り、被害者にも加害者にもなる痛ましい事件が起こっています。

2. 策定の趣旨

本ビジョンは、子ども・若者自身の育ちの視点から施策を整理し、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・若者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまちをめざして、ライフステージを通した切れ目ない子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため策定します。

3. ビジョンの位置付け

- 本ビジョンは、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画として策定します。
- 本ビジョンは、新たな総合計画と連携し、子ども・若者に関する施策を横断的に推進するため策定します。

4. ビジョンの構成と対象期間

- ビジョン…本市がめざす子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す⇒6年間
- アクションプラン…個別の事業や施策を示した行動計画⇒対象期間：2年間
- 重点アクションプラン…アクションプランのうち、中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けて、迅速かつ実効的に取り組むべき特に重点的な課題に対する具体的な対策事業を示した計画⇒対象期間：2年間

5. ビジョンの対象

- 0歳から概ね30歳未満までを対象とし、施策によってはポスト青少年期までの40歳未満を対象とします。

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1 地域全体で子ども・若者を支える

⇒子ども・若者自身や保護者からも「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」の声は強く、地域の中で、多様な主体が連携しながら、子ども・若者が安全に、安心して過ごせる社会環境づくりに取り組むことが必要です。

2 子ども・若者自身の「生きる力」を伸ばす

⇒子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、社会的な自立に必要な能力や態度を育てていくためには、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などを発達段階に応じて育むなど、「生きる力」を伸ばす教育が必要です。

3 困難を抱えた子ども・若者を社会全体で支援する

⇒不登校やひきこもり、ニートなど社会生活を営む上で支援を必要とする子ども・若者に対し、自立に向けた取り組みを促進し、一人ひとりの困難の状況に応じた支援をすることが必要です。

第3章 ビジョンの基本理念と基本的な方向性

1. 基本理念

「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」

～子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまち・かわさき～

社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切にし、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。

2. ビジョンを推進するための視点

◎ 子ども・若者の権利を尊重する視点

本市では、全国に先駆けて「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの権利施策を推進してきました。子ども・若者施策を推進するためには、すべての事業にこの条例の視点が盛り込まれている必要があり、本ビジョンにおいても条例の理念のもと、子ども・若者支援に関する施策を推進します。

◎ 子ども・若者へのライフステージを通した切れ目のない支援をする視点

子ども・若者が、生まれてから、育ち・学びながら成長を続け、やがて社会の一員として羽ばたいていくためには、乳幼児期から学童期、思春期、青年期とそれぞれの成長段階の特性に応じた「切れ目のない」支援を地域社会全体で進めることが大切です。次代を担う子どもを見守り、若者がチャレンジできるよう家庭・地域・学校などが一体となって、子ども・若者育成支援に関する施策を推進します。

3. 基本的な方向性と施策の展開

I 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者が安全に、安心して暮らせるよう、地域社会全体で、安全・安心な社会環境づくりに取り組むとともに、多世代が相互に交流し、子ども・若者やその家庭に寄り添いながら、見守り・支えるしくみづくりに向け、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、子ども・若者は、地域社会にとって、未来を担う大切な存在です。そのため、子ども・若者の育成支援については、家庭・学校・地域・行政などが連携し、地域で暮らすすべての人が相互に協力しながら、一体となって取組を推進します。

II すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

すべての子どもの育ちを支え、若者が安心して自分らしくいきいきと成長できる地域社会をつくるためには、一人ひとりの子ども・若者の置かれた状況を把握し、それぞれの個性を尊重しながら、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない子ども・若者の育成支援に取り組めます。

III 困難を抱える子ども・若者を支援する

次代を担う一人ひとりの子ども・若者の育ちが、個人や家庭の状況だけに捉われることなく、地域社会全体で子ども・若者やその家庭を支援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服し、将来を輝かしいものとするため、様々な主体が連携・協働しながら、子ども・若者の育成支援を推進していきます。

川崎市子ども・若者ビジョン（案） 概要

第4章 アクションプランにおける施策展開

I 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

1. 子ども・若者の居場所づくりと多世代が交流しながら互いに支え合えるしくみづくり

地域全体で、子どもや若者の成長を見守り、学び、育てていく地域づくりに向け、子ども・若者が安全で、安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めるとともに、地域の中で子ども・若者から高齢者までの多世代が交流し、相互に支え合う仕組みづくりを進めます。

2. 多様な主体が連携した、子ども・若者が安全で安心して過ごせる社会環境づくり

地域が主体となって取り組む自主防犯活動や青少年指導員・民生委員児童委員などによる防犯パトロールや訪問活動を支援するとともに、地域・学校・警察・行政機関などが連携した交通安全運動や身近な公園の維持管理など、多様な主体が協働・連携しながら、地域力の向上に向けた取組を進めます。

3. 家庭・学校・地域・行政が連携した、子ども・若者への取組の充実

家庭・学校・地域・行政が相互に連携しながら、子育て支援や地域の教育力の向上を図る取組を進めるとともに、担い手の人材育成・支援等の取組を進めます。

II すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

1. 親と子のより良い関係づくりと子ども・若者の健やかな成長に向けた支援

親と子のよりよい関係づくりに向け、両親学級の実施や乳幼児健診時における相談・情報提供など、子育て家庭への出産・育児を支援するとともに、心も体も大人に移行する思春期における健康教育を実施するなど、子ども・若者の健全な成長に向けた支援をします。

2. 子ども・若者の自己形成支援と豊かな心を育む教育の推進

学童期や思春期においては、子ども・若者が将来に対する夢や希望を持ち、社会人として自立して生きていくために必要な能力や態度を育てていく教育をするとともに、他者を思いやる心や自立(自律)心を育成するなど、豊かな人間性を育む教育を推進します。

3. 子ども・若者の社会的な自立に向けた支援の充実

高校生や大学生などの若者の行政参加の促進を図るとともに、若者の就職相談や定着支援、さらには、個々の状況に応じた就業支援や学習支援、職業意識の啓発など、関係機関が連携しながら、若者一人ひとりの状況に応じた適切な支援に向けた取組を推進します。

III 困難を抱える子ども・若者を支援する

1. 児童虐待など保護を必要とする子ども・若者への支援

児童虐待を未然に防ぎ、虐待を見逃さないよう、地域で子どもに関わる相談や支援に携わる関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の機能の充実・強化を図るとともに、支援が必要な子ども・若者とその家庭に対しては、区役所における児童相談・支援や児童相談所における心理的な相談・支援など、子どもの最善の利益や安全を最優先にした取組を推進します。

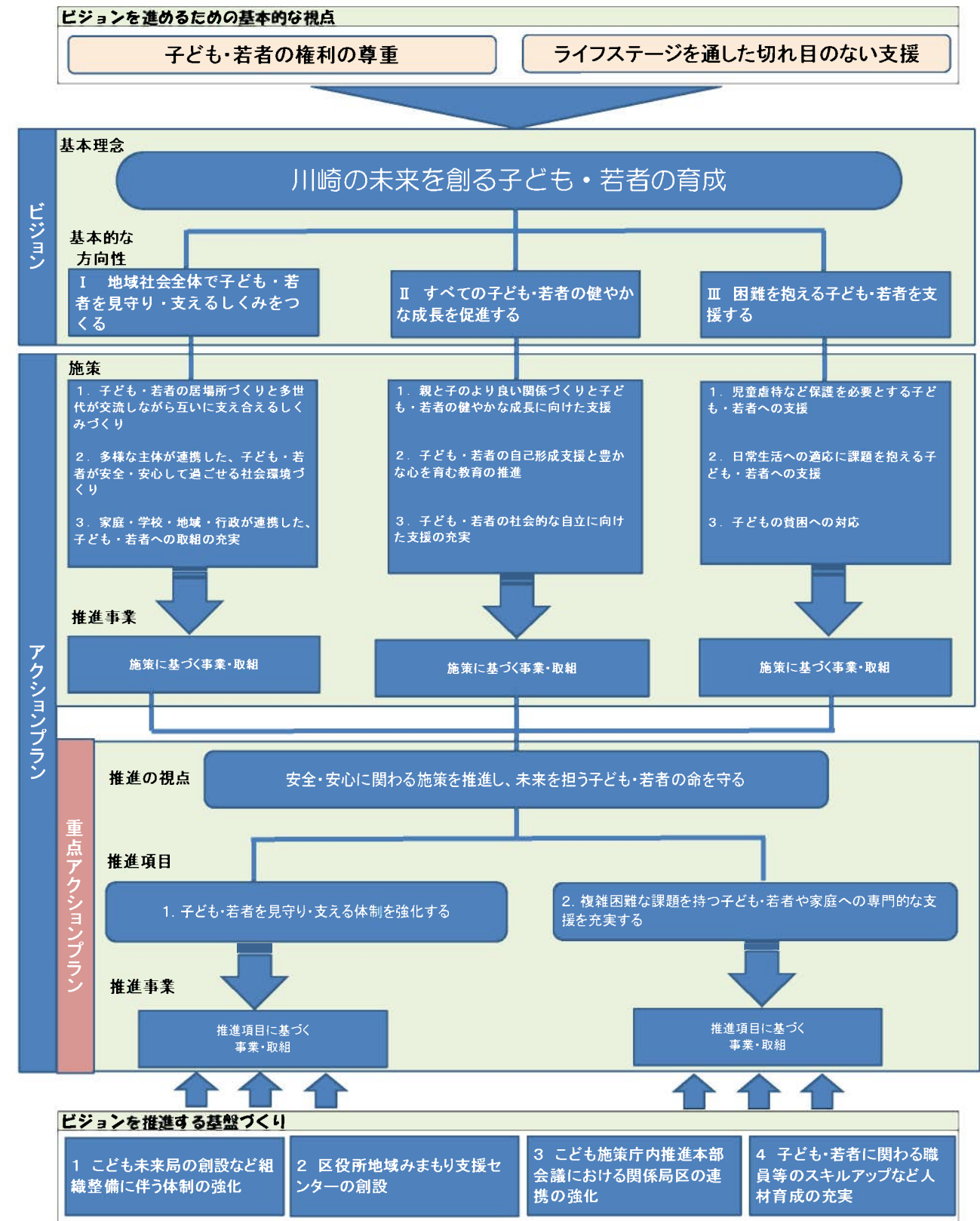
2. 日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援

学校や区役所・児童相談所など、子ども・若者に携わる様々な関係機関が、それぞれの専門性を生かして、子ども・若者の発達段階に応じた支援をするとともに、自分自身や家族の力では解決できないような困難な状況に陥った子ども・若者に対しては、一人ひとりの置かれた状況に応じたきめ細かな適切な支援をします。

3. 子どもの貧困への対応

経済的に生活が困窮した子どもの生活の保障、精神的に生活が困窮した子どもの支援とともに、生活が困窮しているために自分の居場所を見いだせない子ども・若者への支援に向けた居場所づくりや、新たな課題の解決に向けた取組も検討するなど、子どもの貧困対策と世代を超えた貧困の連鎖の防止に向けた取組を推進します。

(仮称)川崎市子ども・若者ビジョンの施策体系



川崎市子ども・若者ビジョン（案） 概要

第5章 重点アクションプラン

1. 重点アクションプランの策定趣旨

- 平成27年2月20日、川崎市川崎区が多摩川河川敷において、市内の中学1年生が亡くなる痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えました。本市では、この事件を受け、事実関係の検証や再発防止等の検討を進め、平成27年8月に、この事件が二度と繰り返されないことがないよう、再発防止に向けた検討結果を「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書(以下、報告書という。)」としてまとめました。
- 本市としては、本報告書に掲げた再発防止に向けて今後の取組の強化を着実に進めるとともに、地域社会が一体となり、次代を担う子ども・若者の健全な育成に向けて、安全・安心な地域づくりを進めることが喫緊の課題となっています。
- 本ビジョンでは、アクションプランに、子ども・若者を地域で見守るしくみづくりや困難な状況にある子ども・若者を含めたすべての子ども・若者への切れ目ない支援を進めるための取組を位置づけ、さらに中学生死亡事件の再発防止・未然防止に向けた迅速な対応を図ることを最重要課題として、平成28年・29年の2年間を対象期間とし、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を特に重点的に取り組むべき事業として「重点アクションプラン」に具体的に位置づけて、子ども・若者が安全・安心で、健やかに成長するまちづくりを推進します。

2. 重点アクションプランの推進にあたって

- 重点アクションプランの推進にあたっては、各施策や事業の継続的な進捗管理や職員等の研修の企画調整を行うなど実効性のある推進体制を確保するため、庁内における関係局区との相互の連携強化を推進します。
- 各区役所においても、平成28年度から組織を再編し、「子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民が、地域で生き活きと生活できる」よう、新たに保健福祉センターに「地域みまもり支援センター」を設置し、保健・福祉・教育の各専門職種・職員による地域の見守り体制の強化や個別支援と地域づくりを一体的に行うこのセンターの仕組みを最大限に活かした取組を推進します。
- 子ども・若者の生命が危険な状態に陥る事件・事故の未然防止・再発防止のためには、心の居場所を失った子ども・若者自身が自ら声を上げることが容易ではないため、子ども・若者に携わる職員等の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、各々の情報を持ち寄り、それを重ね合わせることで、課題を共有し、相互の連携をより一層強化しながら、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に応じた実効的な対策を図ります。

重点アクションプランの施策展開

推進の視点と推進項目

「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」

子ども・若者にやさしいまちづくりを推進するため、「安全・安心に関わる施策を推進し、未来を担う子ども・若者の命を守る」を推進の視点として、「子ども・若者を見守り・支える体制を強化する」、「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する」の2つを推進項目とし、平成28年度から2か年の重点アクションプランを推進します。

I 「子ども・若者を見守り・支える体制を強化する」

- 【重点項目1】 子ども・若者の居場所の充実
- 【重点項目2】 地域の見守り体制の強化
- 【重点項目3】 安全・安心な地域環境の整備
- 【重点項目4】 児童虐待防止・非行防止等の啓発推進

II 「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する」

- 【重点項目5】 専門的支援ネットワークの構築
- 【重点項目6】 専門的な児童支援の充実・強化

I 子ども・若者を見守り・支える体制を強化する

- 子ども・若者と多世代が交流することで、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を地域の中で醸成し、さまざまな生きづらさを抱える子ども・若者の声なき声に耳を傾けることができる環境づくりを進めます。
- 多世代が気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、新たな子ども・若者の課題・ニーズにも対応した居場所づくりに向けた検討をし、対策を推進します。
- 地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくために地域の見守り体制の強化を図るとともに、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう安全・安心な地域環境の整備、困ったときに子ども・若者や保護者がSOSを発せられる地域社会を実現するために児童虐待防止・非行防止等の啓発を推進します。
- こうした取組を推進する中で、地域人材・地域団体等をはじめとした地域コミュニティや関係機関等の協力も得ながら、子ども・若者やその家庭からのSOSをしっかりと受け止められるよう、子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

【重点項目1】 子ども・若者の居場所の充実

地域における子ども・若者の居場所の充実

【重点項目2】 地域の見守り体制の強化

地域の関係団体や警察等と連携した少年の非行防止や健全育成の推進

【重点項目3】 安全・安心な地域環境の整備

防犯灯・防犯カメラの設置による防犯対策の推進

【重点項目4】 児童虐待防止・非行防止等の啓発推進

各種広報・イベント等を活用した児童虐待や非行防止、いじめ防止等の啓発を推進

II 複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援を充実する

- 不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた生育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などが背景にあることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。
- 困難を有する一人ひとりの子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援を行います。
- また、これまでも児童相談所や各区役所、警察の少年相談・保護センター等がそれぞれに支援の充実を図ってきましたが、児童相談の専門機関である児童相談所と関連機関が連携するしくみを充実します。
- 専門職による支援の充実と、関連機関相互の連携強化のため、区役所組織や要保護児童対策地域協議会等の「専門的支援ネットワークの構築」と児童相談所等の専門機関による支援体制の強化による「専門的な児童支援の充実・強化」の2つを重点項目として掲げ、複雑困難な課題を持つ子ども・若者とその家庭への支援の充実に努め、被害・加害を発生させない取組を推進します。

【重点項目5】 専門的支援ネットワークの構築

要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止医療ネットワークの充実・強化

【重点項目6】 専門的な児童支援の充実・強化

児童家庭支援センターの機能強化及び増設による個別相談・指導の充実、児童相談所の業務執行体制の強化、複雑な背景・課題を有する非行・不登校児童等への支援の充実

川崎市子ども・若者ビジョン（案） 概要

第6章 ビジョンの推進に向けて

このビジョンでは、すべての子ども・若者が夢や希望を大切に、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたいていける地域社会の実現をめざし、「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」を基本理念に掲げています。

ビジョンの推進にあたっては、新たに創設する「こども未来局」を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、全庁的な対応を図り、子ども・若者を取り巻く環境や本市の社会状況の変化に適切に対応しながら、子ども・若者施策を総合的に推進していきます。

1 ビジョンの進行管理

このビジョンに位置づけた施策の進行管理は毎年度行い、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、庁内の関係部局間における横断的な調整と情報の共有を図るとともに、「川崎市青少年問題協議会」（附属機関）において、外部の有識者の意見聴取を行うなど、着実な施策の推進を図ります。

(1) アクションプランの評価

アクションプランの評価については、推進項目に位置づけた各年度の主な取組の達成状況や得られた成果等についての評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

(2) 重点アクションプランの評価

重点アクションプランの評価については、重点項目ごとに位置づけた各年度の取組の達成状況や得られた成果等についての評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

(3) ビジョンの検証

計画の進捗状況については、平成29年度を目処に中間評価を実施し、「新たな総合計画」との整合性や他計画との連携を踏まえ、内容の見直しを含めた計画の検証を行います。

2 ビジョンの推進体制

(1) 全庁的な推進体制

●こども未来局の設置

子育てをめぐる市民ニーズの多様化に対応し、子どもを安心して育てることのできる「ふるさとづくり」を進めるとともに、組織の責任体制をより明確化するため、平成28年度から、こども未来局を設置します。

また、子ども・若者が抱える課題が多様化・複雑化する中、中学生死亡事件も踏まえ、困難を抱える子ども・若者や家庭等への支援等を強化し、本ビジョンに基づき、子ども・若者施策を総合的に推進するためこども未来局に青少年支援室を設置します。

●区役所地域みまもり支援センターの設置

地域内の多様な主体との顔の見える関係を築き、専門的支援機能等との情報を共有し、保健・福祉・医療に関する地域課題の解決を図りながら、地域包括ケアシステムの総合的なマネジメントを実施するため、区役所保健福祉センター内に地域みまもり支援センターを設置します。

●川崎市こども施策庁内推進本部会議

本ビジョンに基づき、本市における子ども・若者施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、副市長をトップとして、庁内各関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

(2) 有識者等からの意見聴取

川崎市青少年問題協議会（附属機関）は、子ども・若者施策に関する有識者等で構成され、青少年の総合的施策の推進に向けて必要な事項を調査審議し、意見具申を行っています。

本ビジョンに位置づけた各年度の主な取組の達成状況や得られた成果等、評価結果等については、本協議会に報告をし、意見聴取をしながら推進します。

また、子ども・若者自身を含め、子ども・若者施策の実施に携わる団体や市民の方々からの意見を聴取し、施策の推進への反映に努めていきます。

(3) 子ども・若者に関わる職員等のスキルアップなどの人材育成の充実

子ども・若者に携わる関係者の一人ひとりがSOSを受け止める感度を高め、相互の連携をより一層強化するため、子ども・若者への理解を深め、相談・支援技術のスキル向上のための研修等を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

●パブリックコメント実施について

意見募集期間 平成28年2月11日（木）～平成28年3月11日（金） 30日間

案の公表場所 市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課
各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー
各市民館、図書館
かわさき情報プラザ
川崎市ホームページにおいて掲載

意見の提出方法 電子メール、郵送、ファックス、持参
題名・氏名（団体の場合は団体の名称及び代表者氏名）・
連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、意見を添えて提出

結果の公表予定時期 平成28年3月下旬

「川崎市子ども・若者ビジョン（案）」 について、ご意見をお寄せください。

子ども・若者を取り巻く環境が急激に変化する中、児童虐待や発達障害、いじめ、不登校、非行、ひきこもり、ニート、自殺など、子ども・若者をめぐる問題が複雑・深刻化しており、本市でも子ども・若者が犯罪に陥り、被害者にも加害者にもなる痛ましい事件が起こっています。

こうした背景の下、子ども・若者の権利が尊重され、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、その健やかな成長を支援し、困難を抱えている子ども・若者や家庭を支援することで、次世代を担う子ども・若者が幸せを実感しながら、いきいきとした人生を送ることができるよう、ライフステージを通した切れ目のない育成・支援を総合的に推進していくために、新たに「川崎市子ども・若者ビジョン」を策定します。

このたび「川崎市子ども・若者ビジョン（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成28年2月11日（木）～平成28年3月11日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合は開庁時間（平日8時30分～12時、13時～17時15分）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

（1）市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課（川崎市役所第3庁舎15階）

（2）各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館

（3）かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

（2）郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課（市役所第3庁舎15階）

（3）ファクシミリ

ファックス番号 044-200-3931

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見は受付していませんので、御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、平成28年3月下旬にホームページで公表します。

5 問い合わせ先

市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

電話044-200-2667／ファックス044-200-3931

中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書に基づく
平成27年度取組状況（平成28年2月9日版）

こども本部

取組状況作成の主旨

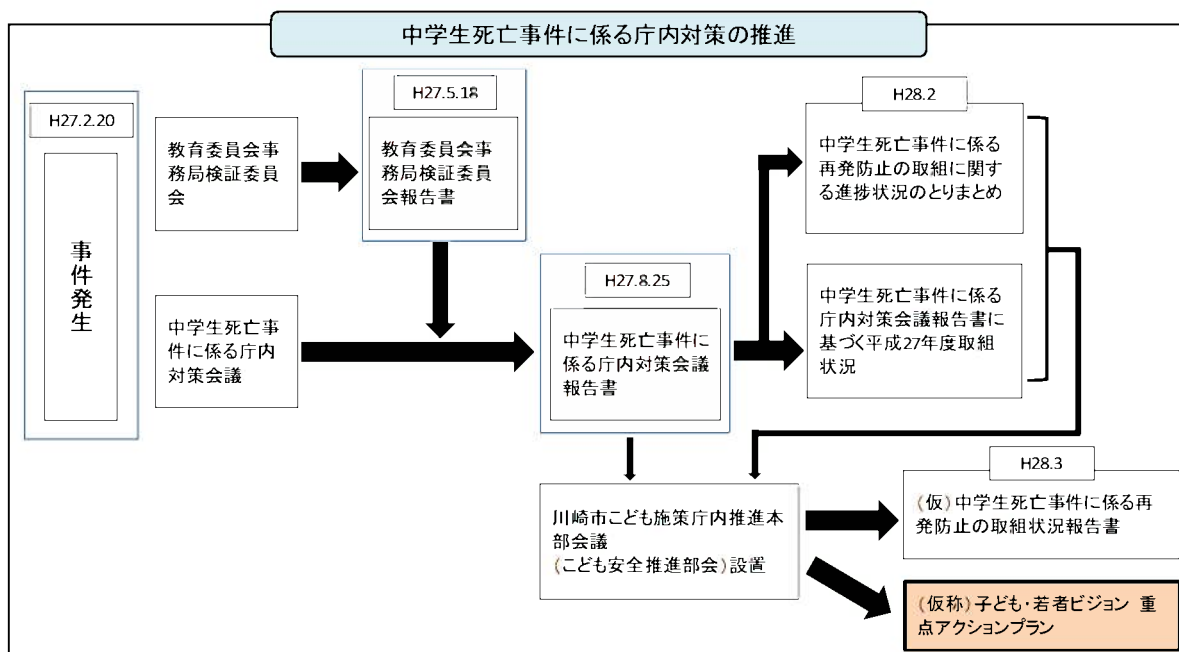
平成27年2月に川崎市川崎区の高摩川河川敷で発生した中学生死亡事件については、教育委員会事務局において「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会」を設置し、平成27年5月に報告書を公表しました。さらに、全庁的には、外部有識者の意見も踏まえ、「中学生死亡事件に係る庁内対策会議」において検証を行い、8月に「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」（以下「庁内報告書」という。）を公表しました。

その後、本市では、庁内報告書を基に各担当部署が再発防止に向けさまざまな取組を行ってまいりました。

教育委員会においては、市立学校全体に対し、児童生徒の学校内外での状況を把握し、それらに対する対応体制の構築や指導体制の強化など学校体制の再点検を行ってきました。

また、全庁的な連絡調整を担うことも本部では、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」に「こども安全推進部会」を設置し、再発防止に向け全庁的な取組を総合的に推進してきました。

この度、庁内報告書に基づく再発防止策等の取組状況について、現時点での取りまとめを行いました。今後、最終的な取組状況については、教育委員会による「中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況のとりまとめ」を含めて平成28年3月に取りまとめを行ってまいります。



取組状況一覧

1 緊急対策として実施したもの	1
（1）相談対応の充実	
（2）市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策	
（3）各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実	
（4）市・区の公用車（青色回転灯装備車など）による地域パトロールの強化	
（5）川崎市安全・安心まちづくり協議会幹事会の臨時開催	
（6）こども文化センター等における対応状況の把握と注意喚起	
（7）再発防止に向けた教育委員会事務局組織体制の強化	
2 平成27年度に取組を進めたもの	2
（1）（2）教育委員会及び学校の取組	2
ア 学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実	
イ 長期欠席傾向がある全ての児童生徒への対応を含め包括的な不登校対策	
ウ 情報モラル教育の推進	
エ 生命尊重・人権尊重教育の充実	
オ 家庭・地域の教育力を高めるための取組	
カ 子供の相談窓口の周知・啓発	
キ 関係機関、関係局区との連携推進	
（3）保健・福祉領域の取組	5
ア 保健・福祉と各機関の連携強化	
イ 要対協の役割・機能の充実・強化	
（ア）被害・加害を発生させないための取組	
（イ）要対協の周知・参加意識の推進	
（ウ）保健分野と福祉分野における連携の充実	
（エ）教育部門との連携の充実	
（オ）支援に関する一定の判断をする際のスーパーバイザーの活用検討	
（4）児童相談所の取組	7
ア 児童相談所による専門的な支援の充実	
（ア）児童相談所が情報を得る仕組みの充実	
（イ）非行相談等の充実	
イ 法務少年支援センターと連携した支援策の強化	
（5）青少年健全育成事業における取組	8
ア （仮称）川崎市子ども・若者プラン	
イ こども110番事業の推進	

(6) 子どもの相談機関における取組	9
ア 相談窓口の効果的な周知と機能の強化	
イ 相談機関の連携の強化	
(7) 地域の安全・安心まちづくり	9
ア 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討	
イ 効果的な防犯灯設置の推進	
ウ 防犯カメラ等の設置推進の検討	
(8) 子どもの居場所のあり方の検討	11
ア こども文化センター等	
イ その他	
(9) 警察との連携の推進	11
(10) 子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化	12
 3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置	 12

1 緊急対策として実施したもの

(1)相談対応の充実

SOS を受け止めるための窓口を充実させるために、教育委員会事務局にダイヤル SOS を開設した。また、リーフレット等により相談先の周知と利用推奨を図った。(教育委員会)

(2)市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策

各学校の児童生徒の欠席状況と不登校児童生徒の個々の状況について調査し、その結果を区・教育担当と共有することで、学校の実態に応じた支援を実施できるようにした。(教育委員会)

(3)各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

全市的な中学校の生徒指導体制の見直しとともに、市内すべての学校の体制強化を図るために、校内体制について各学校が点検を行った。
(教育委員会)

(4)市・区の公用車(青色回転灯装備車など)による地域パトロールの強化

緊急対応として、平日は毎日、事件現場や隣接する公園周辺及び管内の小中学校の下校時の防犯パトロールを実施することとした。
(市民・こども局)

(5)川崎市安全・安心まちづくり協議会幹事会の臨時開催

臨時幹事会を開催し、関係団体への本市の取組状況を情報提供し、情報の共有化を図るとともに、団体間の連携について協力依頼を行った。
(川崎市)

(6)こども文化センター等における対応状況の把握と注意喚起

中高生の利用における対応状況等の把握を行い、対応にあたっては職員間の情報共有を徹底し、適切な見守りと関係機関と連絡を密にするよう管理者に注意喚起した。(こども本部)

(7)再発防止に向けた教育委員会事務局組織体制の強化

再発防止策を各学校に周知し、区の実態に応じた児童生徒の安全・安心な環境づくりを進めるため、学校支援総合調整担当理事を配置し、指導課組織体制の強化を図るとともに、区の実態に応じて支援体制を強化した。
(教育委員会)

2 平成27年度に取組を進めたもの

(1)(2)教育委員会及び学校の取組

- ※ 庁内報告書に示された項目順に記載することを基本としたが、「(1)教育委員会の取組」及び「(2)学校に求める取組」については、一体的に取組を進めていることから、「教育委員会及び学校の取組」として再構成した。
- ※ 「教育委員会及び学校の取組」の他、関係部局において取組を進めた内容についても記載した。

ア 学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

生徒の抱える課題の早期解消に向けた適切な対応の充実を図るために、従来型の生徒指導体制を見直し、学校がすべての児童生徒にとって心の居場所となるよう、一人一人の児童生徒の内面に寄り添った対応ができるように児童生徒指導体制の充実を図っていく。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・児童生徒指導連絡協議会等において各学校の児童生徒指導担当者に対して、一人ひとりの子どもに寄り添った指導のあり方及び、学校内外の協力に基づくチームによる児童生徒への支援の進め方等について研修や協議を重ねている。また、毎年2月を『学校体制振り返り月間』として新たに位置づけ、次年度の校内体制の再整備につなげ、区・教育担当が各校の実情に応じた指導・助言を行う。

イ 長期欠席傾向がある全ての児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策

長期欠席傾向があるすべての児童生徒を支援の対象とし、各学校と連携を図りながら状況を的確に把握し、登校支援を要する児童生徒に対して包括的な不登校児童生徒対策に取り組む。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・長期欠席傾向のある児童生徒については継続的に学校と区・教育担当の間で状況の共有に努め、スクールソーシャルワーカーの活用を含め、必要に応じて支援策の協議を行っている。また、10月に教師用登校支援指導資料を発行し、校内研修等の充実に努めている。

ウ 情報モラル教育の推進

インターネットに係わるトラブルの未然防止、適切な対処に向けて、情報モラル教育の啓発と職員研修の充実を図る。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・管理職を含めた教職員に情報モラル教育に関する研修を実施。リーフレット「保護者・大人のためのインターネット講座 2015 年度版」を相談カードとともに小学校 4 年生以上の保護者に配布。
- ・情報モラル教育への取り組みに係る実態調査を実施。外部専門家と連携した取組も進めている。

エ 生命尊重・人権尊重教育の充実

各教科等の学習において生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組んでいく。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・子どもの権利学習派遣事業の実施。
小学校 2～4 年生を対象に行ってきた C A P プログラムを、今年度は中学生用のプログラムを利用して、中学校 1 校においてモデル的に実施した。

※市民・こども局の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・保育園職員研修等への講師派遣（12 件）、子どもの権利の日のつどいの実施等を通して、市民や職員の子どもの権利についての関心と理解を深めた。

オ 家庭・地域の教育力を高めるための取組

地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めていくとともに、家庭教育支援事業の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図る。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・地域教育会議において事件防止に向けた話し合いや情報交換を実施し、8 月に「地域の思い」をとりまとめ、2 月に全市交流会を開催した。
- ・放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を通して、地域の大人が子ども達と関わり、様々な学びや体験の場を提供する寺子屋を平成 26 年度の 8 か所から 17 か所（28 年 2 月末時点）に拡充した。
- ・市民館等での家庭教育学級や P T A 活動の支援を通して、家庭教育の支援を行った。また、企業との連携による家庭教育支援について、来年度からの実施に向けた検討を行った。

カ 子どもの相談窓口の周知・啓発

市立学校の児童生徒に対して、相談窓口の認知度及び活用度の実態調査アンケートを実施し、結果の分析を踏まえ、より実効性のある取組となるよう児童生徒への啓発を推進している。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・QR コードを掲載した周知カードを市立学校全児童生徒に配布したことにより、相談件数は飛躍的に増加している。

※市民・こども局の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・5 月に「かわさきしこどもページ」の子どもの相談機関情報を整理・更新した。子どもの相談機関広報用のポスター・チラシを 12 月に作成し、ポスターは市広報掲示板や関係施設等に掲示し、チラシは各種イベントで配布した。
- ・QR コードを掲載することで、携帯等からのアクセスに配慮した。

※こども本部の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・様々な課題を抱えている子ども・若者及びその家族がどこに相談に行けばよいのかが分かるよう主な相談ごとに市内の相談機関をまとめた「かわさきサポートブック」（平成 27 年度版川崎市子ども・若者支援機関のご案内）を 11 月に作成し、関係機関の窓口等を通じて市民に配布している。今年度から新たに、地域療育センターによる相談（南部・中央・川崎西部・北部）及びチャイルドライン（18 歳までの子ども専用相談電話）を掲載した。

キ 関係機関、関係局区との連携推進

児童生徒の安全な生活と健全な成長を目的に教育委員会と県警察との相互連携に係る協定を締結した。協定の適正な運用を図るため、学校への十分な周知を進めている。また、各区・教育担当と要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）との連携強化を進めている。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・27 年 10 月、教育委員と県警察との相互連携に係る協定を締結し、11 月より運用されている。
- ・年 3 回の要保護児童対策地域協議会連携調整部会に区・教育担当がすべて出席することとし、その他の関係会議にも可能な限り出席している。また、区役所保健福祉部署等と情報共有を図り連携しながら、必要に応じてケース会議において具体的な支援につなげている。

※こども本部の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・「子ども・若者育成支援連絡会議」事務局会議（庁内関係各課の連絡会議）を 10 月に開催し、「子ども・若者ビジョン」の策定に向けた意見交換及び「川崎市子ども・若者支援機関マップ」の作成について意見交換を行うとともに、関係各課の取組について情報交換を行った。

※市民・こども局の取組

【平成 27 年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を 11 月 25 日に開催し、民間を含む 19 の相談機関が出席した。相互理解を深め、情報交換を行うことで、連携を強化した。

(3) 保健・福祉領域の取組

ア 保健・福祉と各機関の連携強化

福祉と教育の連携会議を実施するなど、担当者間での情報の共有による連携の強化に努め、要対協実務者会議・個別支援会議を活用して、具体的な相談・指導における役割分担の明確化と協働を推進し、子どもを守る組織体制の強化に努める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・要対協について、市代表者会議について各管区代表者部会代表者等が参加して、各区取組の情報共有を図る。また、各区役所実務者会議について、連携調整部会に、区学校・地域連携担当が加わり、学齢児の協議を行うなどの取組を定例化する。また、母子健康手帳交付時に要支援家庭の早期把握を目的とした面接を実施した。妊娠期・周産期支援連携強化対策として区役所保健福祉センターと産科医療機関等との連絡会を実施した。

（こども本部）

- ・各区・教育担当が学校地域連携担当として、要対協をはじめとした区役所の保健福祉担当部署や機関と連携を強化し、情報共有に努めるとともに学校における児童生徒への具体的な支援の充実を図っている。

（教育委員会）

イ 要対協の役割・機能の充実・強化

（ア）被害・加害を発生させないための取組

ぐ犯傾向に陥る児童等への適切な支援に向けて、関係機関の専門性が有機的に発揮できるよう、研修や個別支援会議等を実施するとともに、非行

等への相談についてもより高い専門性が発揮できるよう取り組む。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・各区役所における要対協実務者会議では次の研修会等を実施した。

「こどもの人権とこどもとの関わり方について」

「子ども虐待の現状と必要な支援」

「虐待を受けてきたこどもたちへの関わり方について」

「施設入所から家庭復帰に至るまで」

「精神疾患を持つ保護者への対応」

また、子どもの虹情報研修センターや精神科医をスーパーバイザーとした事例検討会並びに非行に関して警察署と連携した取組を行った。

(こども本部・各区役所)

(イ) 要対協の周知・参加意識の推進

要対協の役割と連携の実践例等について、学校や地域の関係機関等、保育所・幼稚園、学校、民生委員児童委員・主任児童委員等にし、理解の促進とネットワーク意識の醸成を図り、要支援児童や家庭への支援の充実に努める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・要対協の理解促進のため、幼稚園・保育所・小学校等連携会議、認可・認可外園長会、こども文化センター館長会議、療育センター連絡会、医療機関等と保健福祉機関の連携連絡会議、各区民生委員児童委員や主任児童委員連絡会などを通じて「川崎市児童虐待防止ハンドブック」を配布するとともに説明を行った。(こども本部・各区役所)

(ウ) 保健分野と福祉分野における連携の充実

各区役所等において、母子保健分野と福祉分野の連携強化、また、生活保護、障害児養育家庭等、福祉分野ごとの情報共有により、適切な支援に向けて取り組む。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・区役所における生活保護担当、障害他等、児童家庭担当等が情報の共有を図り、福祉分野においても連携して支援に取り組んだ。

(こども本部・各区役所)

(エ) 教育部門との連携の充実

児童・生徒の抱える課題について要対協実務者会議の充実や個別支援会

議を活用し、具体的な相談・指導における役割分担の明確化と協働を図る
また、構成メンバー等、連携調整部会の運営についても見直す。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・各区役所における要対協実務者会議・連携調整部会にこども支援室学校・地域連携担当が年 3 回の全ケース進行管理に加え、毎月の調整連絡部会や個別支援会議に参加するなどして情報共有と役割分担の明確化を図り、連携の強化に取り組んだ。（こども本部・各区役所）

（オ）支援に関する一定の判断をする際のスーパーバイザーの活用検討

各区役所の対応において外部からスーパーバイザーを活用するなどして、リスク判断や情報の分析等による強化を図り、支援に関する一定の適切な判断を行うための対応策について検討する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・アセスメントの充実等のため、個別支援会議等への児童相談所職員の参加を拡大する。
- ・区要対協のアセスメント・支援方針検討・機関連携等の充実を図るため、児童相談所のスーパーバイザーが個別支援会議に参加する。
（こども本部）

（4）児童相談所の取組

ア 児童相談所による専門的な支援の充実

（ア）児童相談所が情報を得る仕組みの充実

「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や児童相談所全国共通ダイヤル（189）を広く市民に周知を図り、必要な時に児童相談所が適切に相談に応じられるよう取組を推進する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・必要な情報を児童相談所が円滑に入手し、適切に関与できるよう、非行ケースの情報収集・情報共有の充実策を検討した。（こども本部）

（イ）非行相談等の充実

子どもの最善の利益の確保や保護者の意向の確保等に高度のソーシャルワーク技術が求められる、非行等に関する相談・通告への対応に向けて、各警察署をはじめとする関係専門機関との連携強化に努める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・児童相談所・区役所・児童家庭支援センター・その他の専門機関等を含め、非行事例支援の新たな進め方や児童相談所における非行事例のアセスメント充実や通所支援担当の役割 見直しの強化等について方向付けた。
(こども本部)

イ 法務少年支援センターと連携した支援策の強化

法務少年支援センター（法務省所管）による地域支援機能を活用し、学校や児童相談所が主催する指導検討会やケース会議等に出席を依頼し助言を求めるなど、具体的な連携方策について協議を行い、専門的な支援の充実に繋げる。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・法務少年支援センターの専門機能を有効に活用した研修会の開催やケース会議の実施方法等について調整を行った。(こども本部)

(5) 青少年健全育成事業における取組

ア (仮称)川崎市子ども・若者プラン

子ども・若者に関わる新たな課題が発生している中、総合的に子ども・若者施策を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づき、(仮称)川崎市子ども・若者プランを平成 27 年度内に策定する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・本市がめざす子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す概ね 6 年程度の期間を見据えた「ビジョン」と、平成 28 年度・29 年度の 2 年間を対象期間とする個別の施策や取組を行動計画として示した「アクションプラン」で構成した「川崎市子ども・若者ビジョン」(案)を策定した。 ※2/11～3/11 パブリックコメント実施 (こども本部)

イ こども 110 番事業の推進

各小学校等の PTA が町内会をはじめとする関係団体・機関等との連携により進めている事業について協力施設の継続と新規協力施設の拡充に取り組むとともに、子どもたちへのより一層の周知徹底を図る。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・総設置数は、平成 28 年 1 月 27 日現在で 9, 748 か所(年度当初比較+7)となっている。「こども 110 番」の子ども及び保護者向けの啓発チラシ 4 万枚を作成し、3 月末に、市内の小学校(私立小学校 4 校を含む)

の新入学児童に加え、今年度から新たに3年生まで対象を拡大して配布した。また、5月に区ごとに実施主体間の情報交換会を実施し、それぞれの取組において工夫している点などについて情報を共有するとともに、警察署員を招き、地域の犯罪傾向に関する講話を行った。

- ・ステッカーやプレート、手引きについては、各実施主体からの申請により、ステッカー4,534枚、手引き2,175枚、プレート475枚を交付した。(こども本部)

(6)子どもの相談機関における取組

ア 相談窓口の効果的な周知と機能の強化

子どもの相談機関窓口について、市民向けの広報について内容や手法等を工夫するとともに、機能の強化に取り組む。

【平成27年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を11月25日に開催し、民間を含む19の相談機関が出席した。相互理解を深め、情報交換を行うことで、連携を強化した。(市民・子ども局)

イ 相談機関の連携の強化

実務的な研修などで相談員のスキルアップを図るとともに、「子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議」の一部会として「相談ネットワーク」を立ち上げより効果的な連携と情報共有のあり方について協議する。

【平成27年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を11月25日に開催し、民間を含む19の相談機関が出席し情報交換を行うことで、連携を強化した。(市民・こども局)

(7)地域の安全・安心まちづくり

ア 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討

各種団体の取組について、実効性のある連携を深め、情報共有の場が効果的なものとなり、気軽に意見を言い合えるような、懇談の場となるように会議内容を工夫する。

【平成27年度の実施内容】

- ・市及び各区役所において安全・安心まちづくり協議会を開催し、連携と情報の共有に努めた。(市民・こども局)

- ・青少年の健全な育成環境推進協議会では会合を3回（6月、10月、2月）開催し、本事案において共有すべき課題や、本市の地域包括ケアシステム推進等について説明し、意見をいただいた。
- ・青少年指導員連絡協議会では、各区単位で巡回パトロール（概ね月2回）を実施するとともに、12月に「子どもと地域の安全をどう守るか」をテーマに、ホットスポットパトロールの有用性等について研修を行った。
（こども本部）
- ・各区において、年2～3回、子育てネットワーク会議を地各関係機関、支援者と連携して、情報共有を図りながら、協働で様々な事業を推進するとともに、研修会の実施や印刷物の配付による啓発に取り組んだ。
（区役所）

イ 効果的な防犯灯設置の推進

「ESCO 事業方式」の導入により市内全域の防犯灯をLED化し、防犯効果を高め、地域の要望を基に効果的な配置を進める。

【平成27年度の実施内容】

- ・全町内会・自治会等に対する説明会実施や移行希望調査、ESCO事業者選定準備等、スケジュールどおり進捗した。（市民・こども局）

ウ 防犯カメラ等の設置推進の検討

地域の意見を聞きながら、町内会・自治会等が設置する防犯カメラについての支援のあり方等を検討するとともに、公園施設管理用のカメラについては設置基準を策定し、設置を検討する。

【平成27年度の実施内容】

- ・県の動向や関係部署との調整を踏まえ、次年度からの事業化、予算化の方向性を打ち出した。（市民・こども局）
- ・商店街が行う防犯カメラの整備事業に対して補助金を交付。27年度は6商店街に交付予定とした。（1月時点で3商店街に交付済み）
（経済労働局）
- ・公園内における施設管理用カメラの設置・管理基準を策定した。
（建設緑政局）

(8)子どもの居場所のあり方の検討

子どもの居場所は子どもが利用しやすい施設等、ハード面だけではなく、そこにいる大人が子どもと正面から向き合って話を聞いてくれる等、ソフト面での充実が重要である。今後さまざまな居場所の充実を検討していく。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議を 10 月 13 日に開催。子どもの居場所施策の担当職員が出席し、情報交換と課題の共有を行った。また、条例パンフレットの配布や映像資料の研修会・イベント会場等での活用により、子どもの居場所の大切さについて広報した。

(市民・こども局)

- ・放課後の学習支援と土曜日等の体験活動を通して、地域の大人が子ども達と関わり、様々な学びや体験の場を提供した。(教育委員会)

ア こども文化センター等

社会状況の変化に伴う機能強化や地域の活動拠点となるためのあり方を検討するとともに、様々な子どもの居場所となるため、日々の業務に活かせる職員の研修を行う。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・こども文化センター、わくわくプラザ職員向け研修を児童虐待と中高生の心理などをテーマに計 14 回実施した。(こども本部)

イ その他

「地域の寺子屋」をはじめ地域教育会議による「子ども会議」や子ども会等の青少年育成団体の他、PTA・町内会等の地域団体等、世代間交流の促進やさまざまな居場所の提供、子ども理解のための啓発への取組を進める。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・地方青少年問題協議会法第 1 条に基づき、川崎市青少年問題協議会条例により、設置されている青少年問題協議会を開催した。
(第 28 期：全体会 2 回、専門委員会 7 回) (こども本部)

(9)警察との連携の推進

「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定」にの結を進め、実効性のある情報連携に努める。また、学警連について取組を進める等、市と警察署や県警少年相談・保護センターとの連携を強化する。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を目的とした教育委員会と県警察との相互連携に係る協定を締結し、平成 27 年 11 月 1 日から運用を開始した。適切で円滑な運用に向けて各学校、保護者への周知を図った。(教育委員会)

(10)子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化

地域コミュニティや関係機関等との一層の連携や、個別の機関間等の連携強化を推進しつつ、要対協の仕組みを有効に活用するなど、現場レベルでの連携強化を図っていく。区役所の組織整備に向けても検討・調整を行う。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・要対協における機関連携の充実強化のために、市代表者会議構成員に各管区代表者が参加するとともに、各区実務者会議に区学校・地域連携担当が加わるなどに取組み情報の共有化を進めた。
- また、学警連における児童相談所の関わりを強化するとともに、教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携について取組を進めた。さらに、区役所保健福祉センターの組織整備に向けた検討・調整を進めた。

3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置

施策レベルで横断的な連携を図り、事業を効果的に推進するための連絡調整機能をこども本部に設置する。その上で、個別の実行計画（アクションプラン）を策定するなど、継続的に各施策・事業の進捗管理等を行うとともに、研修を企画調整するなど有機的な連携を働きかける。また、実効性のある推進体制を確保するために、今後の組織整備に向けて検討・調整を行う。

【平成 27 年度の実施内容】

- ・川崎市こども施策庁内推進本部会議にこども安全推進部会を新設し、中学生死亡事件の再発防止策を踏まえた個別の実行計画策定に取り組んだ。
- ・中学生死亡事件の再発防止策を踏まえた個別の実行計画については、総合的に子ども・若者施策を推進するために「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づき策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」（案）の中に重点アクションプランとして位置付け、平成 28 年度・29 年度の 2 年間に特に取り組むべき事項について、重点項目として具体的に取組を示した。
- ・「川崎市子ども・若者ビジョン」（案）で示した子ども・若者施策を総合的に推進するために、新たに設置される「こども未来局」に「青少年支援室」を設置した。

中学生死亡事件 再発防止のための取組

教育委員会・学校

[illegible]

中学生死亡事件に係る再発防止の取組に関する進捗状況のとりまとめ

平成 28 年 2 月
川崎市教育委員会

I 学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

1 指導体制の点検

(1) 各学校での体制の点検

市立学校全校に対して、次の 6 項目について学校体制の再点検を依頼し、5 月末までに各校に課題となる項目について報告を求めた。現在、年度当初に課題としたことについての取組状況の報告を求めている。⇒(3)と関連

- ① 児童生徒の学校内外での状況をできる限り広く把握するように努めることに関して
- ② 得られた情報の整理と的確な分析・考察、それを基にした対応体制の構築と
いうことに関して
- ③ 校内の児童生徒指導体制強化ということに関して
- ④ SNS など、インターネットやスマートフォンの適切な使用ということに関して
- ⑤ 生命尊重、人権尊重教育の充実ということに関して
- ⑥ 不登校・長期欠席者への対応ということに関して

- ・「改善の必要がある項目」として、多くの小中学校が④と回答し、児童生徒の実態把握や情報モラルに関する児童生徒さらには保護者への啓発の在り方を課題と捉えている学校が多かった。
- ・多くの小学校では③を挙げており、特に児童生徒理解を深めるための体制や校内での情報の共有化を課題としている学校が多いことがわかった。
- ・中学校では、②の回答が多く、生徒の安心・安全に関して、管理職をはじめ、教職員全員が高い課題意識を共有しているかということについて、「改善の必要がある」と捉えている学校が多く見られた。

(2) 児童生徒指導点検強化月間における取組の推進

すべての市立学校で、毎年 6 月から 7 月末までを児童生徒指導点検強化月間として「教育相談活動を通じた児童生徒理解」「児童生徒理解に関する校内研修」「児童生徒指導体制の点検・整備」「児童会、生徒会による啓発活動」を推進する月間として、平成 23 年度から位置づけている。

- ・各学校では、児童生徒へのアンケート調査や教育相談を行い、児童生徒の状況把握に努めている。また、かわさき共生＊共育プログラムや効果測定を行うことで、児童生徒の内面や人間関係を客観的に見取り、一人一人の児童生徒に寄り添った児童生徒指導を実践してきた。
- ・この取組が定着し、「課題を持った児童生徒に対して、職員会議や学年会、支援会議等を利用して情報を共有し、教職員が一人一人の児童生徒に合わせたチーム支援を行い、有効な手立てにつながる事例が増えた」といった成果の報告もあがっている。
- ・児童生徒指導担当者は、児童生徒指導連絡協議会等の協議や他校の担当者との情報交換を行い、相互に自校での取組に反映するなどしている例もある。また、同協議会では各種専門家の講演も実施しており、自校の児童生徒指導に活かしている。
- ・学校だけでは解消の困難な課題を抱えた児童生徒への支援については、関係機関や区役所の関係部署につなぐことなども含め、区・教育担当が様々な機会を通して指導や助言を行っている。

(3) 学校体制振り返り月間(2月)の設置

(1)において、各学校が課題と捉えた項目に対して、今年度より、毎年2月を「学校体制振り返り月間～児童生徒の『居場所』としての学校という視点で～」として新たに位置づけ、児童生徒指導体制を再確認するとともに、次年度の体制の再整備につなげる目的で、市立学校全校から年度末に報告を求めるようにした。その報告をもとに、各校の状況に応じて、区・教育担当が次年度の各校の取組に対し、適切な指導・助言を行う体制をさらに整えていく。

今後について

- ・1－(1)、(3)の取組は、本年度からの新たな取組であり、年度ごとに点検、評価を繰り返し行うことが、学校の指導体制の強化を図るうえで重要な取組となる。点検後、早期に改善を要するもの、時間をかけて改善すべきもの等を学校が主体的に選別し、有効な手立てをとれるよう、働きかけを充実させていく。

2 児童生徒指導体制の見直し(児童生徒理解の充実)

(1) 校長への啓発

- ・合同校長会議(4月、7月)、校長研修(6月、8月、1月)にて、学校支援総合調整担当理事、学校教育部長から本事例における全校で課題共有すべき事項や、再発防止策に関する講話を行った。

(2) 児童生徒指導担当者等への啓発

- ・児童生徒指導連絡協議会(年9回)で、「児童生徒指導に関するテーマ協議」、「情報交換」、「講演」等を行い、児童生徒指導担当者の児童生徒理解に基づく指導力の向上を図るとともに、区・教育担当が必要に応じて助言を行っている。
- ・同協議会の中で、地区別に登校支援会議を行い、それぞれの事例から学習したことを、それぞれの学校の実践に活かしている。
- ・各校教員の児童生徒理解に基づく指導力向上に向け、教育委員会指導課発行の各種指導資料等を活用した校内研修の推進を働きかけている。

(3) 個々の教員への啓発

- ・平成27年10月に「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔Ⅷ〕～子どもたちの登校を支えるために～」を発行し、全教職員に配付するとともに、校内研修等で活用を推進している。
- ・区・教育担当による初任者研修、2校目異動者研修、10年目経験者研修にて、児童生徒指導に関する事例に基づいた研修を行った。

(4) 共感的理解に基づいたチーム支援推進のための取組

- ・11月の児童生徒指導連絡協議会において、外部講師を招き、一人一人の児童生徒に寄り添った対応の習得に向け「共感的理解に基づいたチーム支援」をテーマに、講演及び事例研修を行った。

今後について

- ・共感的理解に基づく児童生徒理解を基盤とした指導体制の整備については、短期間で構築されるものではない。校長会議、児童生徒指導関係の会議や研修、教員のライフステージごとの研修、さらには区・教育担当の学校訪問等の機会を通して、学校がすべての児童生徒の安心できる居場所となるよう、より多くの教職員に対して、繰り返し理解を深める働きかけを進めていく。

Ⅱ 包括的な不登校対策

本対策の推進に向けて、学校管理職はもとより、中学校、高等学校の生徒指導担当及び小学校の児童支援コーディネーター、児童指導担当、特別支援学校の児童生徒指導担当等に対して、これまでの取組の継続に重ねて、共感的理解に基づく一人一人の児童生徒に寄り添った児童生徒への支援や関わりの重要性について伝える機会を設けてきた。

1 各学校における長期欠席傾向等の児童生徒の状況把握

緊急対策として平成 27 年 2 月に本市独自に長期欠席者の調査を進め、その結果に基づき、一人一人の児童生徒の安全の確認を行った。この取組に続き、4 月以降には次に示す取組を進めてきた。

(1) 校務支援システムを活用した長期欠席傾向のある児童生徒の状況把握

この取組の重要性については、年度当初の校長会議にて周知した他、児童生徒指導担当者の出席する児童生徒指導連絡協議会において周知するとともに、より有効な登校支援の在り方について、協議する機会を設定している。

- ・この取組は、各学校が校務支援システムにおいて一元的に管理している児童生徒の出欠席等の状況を教育委員会内イントラネットシステム（SAINS）を活用して、各学校と区・教育担当が共有し、長期欠席傾向のある児童生徒の状況に対し必要に応じた具体的な登校支援を行うための取組である。
- ・この取組のねらいは、欠席日数の他、遅刻や早退の回数を含めて状況を確認し早期の対応を図ることで、欠席傾向が常態化する以前に有効な支援を行うためのものである。
- ・この取組により、管理職や児童生徒担当者が、学校全体の欠席者の状況を早期に的確に把握でき、学級担任や学年職員との情報共有や、児童生徒や保護者への具体的な支援に向けた協議を早期に展開できるようになった学校が増加している。
- ・各学校において、欠席日数は多くないが、遅刻や早退が多い等の課題を抱える児童生徒を注視するとともに、累積した状況を関係する教職員が見守ることが容易にできており、そのことが早期における具体的な登校支援につながっている。
- ・各学校と区・教育担当が情報共有することで、区教育担当からの働きかけによるスクールソーシャルワーカーの活用にもつながっている。また区役所の保健福祉部署や児童相談所等の関係機関との連携につなげるうえでも重要な情報ともなり、有効な登校支援策を見出す大きな要素となっている。

今後について

- ・児童生徒を取り巻く背景や要因が単一でなく複雑に絡んでいることが、より明らかになる事例も多く、ただちに登校状況が改善されない事例も少なくない。欠席が長期化する前の未然防止に向けた区役所保健部署と連携した支援策の在り方について研究をさらに進めていく。
- ・この取組によって、登校状況が改善された好事例について、児童生徒指導連絡協議会などを通して他の学校に紹介する機会を設定するなどの工夫を行っていく。

(2) 児童生徒の欠席状況等に関する緊急連絡

平成 27 年 4 月以降、突然欠席が続き、児童生徒の身に危険が及ぶ可能性のある児童生徒については、連絡票を用いて各学校がその情報を直ちに区・教育担当に報告することとした。平成 28 年 1 月末現在、この体制による報告はない。

2 各学校の状況に合わせた登校支援

- ・区・教育担当では、1－(1)の取組で得た情報や区役所保健福祉部署との協議等を元に、各学校における児童生徒の登校支援に対して、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援や学校の行う登校支援に対してケース会議等を通して助言をしている。
- ・登校支援に関わって区・教育担当が学校や関係機関と連携したケース会議への参加回数は、全区で延べ 239 回であった。また、1－(1)の取組から新たに進めたケースの回数は全区で延べ 42 回となっている。

今後について

- ・特に、登校に課題を抱える児童の小学校から中学校への進学に際しては、小中学校間の情報連携を確実に行うとともに、区・教育担当との情報共有等の取組も進めていく。

3 教員向け指導資料の作成・配付・活用

- ・「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして[VIII] ～子どもたちの登校を支えるために～」の骨子資料を活用し、6 月の校長研修及び 7 月の各学校の実務担当者が出席する不登校対策研修会、8 月の 10 年経験者研修、初任者研修にて説明し、8 月の校長研修において改めて本事案における全校の共通の課題を確認し、取組の推進に努めた。
- ・11 月「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして[VIII] ～子どもたちの登校を支えるために～」を市立学校全教職員、スクールカウンセラー等に配付した。
- ・小学校、中学校、高校、特別支援学校全校で、本資料を活用した校内研修を、年度内に完了する予定である。
- ・11 月の児童生徒指導連絡協議会において、中学校生徒指導担当者、小学校児童支援コーディネーターを対象に外部講師を招き、「共感的理解に基づいたチーム支援」をテーマに、一人一人の児童生徒に寄り添った対応の習得に向け講演及び事例研修を行った。
- ・1 月の不登校対策研修会にて、本資料の活用について再度説明を行い、小学校から中学校への進学時の登校支援に関わる情報等の引継ぎをテーマに研修を実施した。
- ・本資料については、平成 28 年度以降も初任者全員に配付予定である。



今後について

- ・次年度以降にも本資料の積極的な活用を図り、学校内外の各種研修においてもさらに内容の周知が進むよう取り組んでいく。

4 スクールソーシャルワーカーの活用促進

(1) これまでの配置経過（川崎区への1名増員）

- ・平成20年度総合教育センターに3名配置、翌21年度に所管を区・教育担当へ変更して4名を配置し、平成25年度までに各区1名配置し、計7名となった。
- ・平成27年度、本事案を受け、区の実態に応じて、スクールソーシャルワーカーの活用について学校へのより適切な指導・助言を行うことの必要性を再認識した。すべての長期欠席傾向のある児童生徒へのより細やかな支援のために、支援体制の強化・充実を図るため、他区に比べて学校数が多く、保健福祉部署と連携したケースが多く見られる川崎区にスクールソーシャルワーカーを1名増員した。

(2) 学校とのより積極的な関わりの推進

- ・区・教育担当が1－(1)により、状況を把握する中でスクールソーシャルワーカーの介入が有効であると判断した場合には、スクールソーシャルワーカーの活用について積極的に校長に働きかけを行っている。
- ・平成27年度には、改めて校長会議において業務紹介を具体的に行ったことに加え、児童生徒指導連絡協議会での業務紹介等を行うなどして、スクールソーシャルワーカーの有効活用に関する周知に努めたことにより、スクールソーシャルワーカーの役割が学校にいっそう認知され、活用が促進された。
- ・平成27年度のスクールソーシャルワーカーによる対応学校数は前年度比36%増、学校訪問回数は前年度比47%増であり、学校からのニーズが増加していることが顕著である（平成27年度は、いずれも平成27年12月末現在）。
- ・平成27年度にニーズが増加したことにより、各方面から例えば次のような声が聞かれている。

<学校から>

- ・支援が必要な児童生徒について、子供の様子を直に観てもらったり、情報共有を重ねたりして、スクールソーシャルワーカーから具体的な助言を得ることにより、適切に校内支援体制が構築できた。
- ・スクールソーシャルワーカーが保護者と面談を重ねる中で、家庭環境や保護者の考え方について、学校が得られなかった情報を引き出してもらうことができ、児童生徒指導や保護者対応に生かすことができた。

<保護者から>

- ・学校で友達とトラブルを起こしていると聞いたが、家庭では問題なく担任の指導の問題ではないかと思っていた。スクールソーシャルワーカーと面談し、いろいろと話を聞いてもらっているうちに、仕事が忙しい自分に気を遣って子供が欲求不満をためている状況がみえてきた。自分が変わる努力をした結果、子供が学校で落ち着いてきたと聞き、ホッとしている。

<関係機関の職員から>

- ・かねてから相談は受けていたが、スクールソーシャルワーカーが中心となって学校をはじめ関係者によるケース会議が定期的に行われた結果、情報を共有し、役割分担を明確にすることができた。

(3) 登校対策の充実

- ・スクールソーシャルワーカーの主たる支援内容としては、不登校、家庭環境の問題、発達障害等に関することが毎年、上位3位を占めているが、不登校と家庭環境の問題に関する支援が年々顕著に増加している。児童生徒の抱える課題の背景や要因が複雑であること、中には課題の解消や解決が非常に困難な事例があることを改めて認識している。
- ・こうした認識のもと、学校と協働して校務支援システムの活用とスクールソーシャルワーカーの活用を推進するなどして、連続して欠席する等、その兆候が出始めた早期からの登校支援の充実を図っている。

今後について

- ・活用実績等を分析し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に向けた研修の実施及び、関係機関とより円滑に連携できる体制の充実に努める。

Ⅲ 情報モラル教育の推進

1 教員への啓発

(1) 管理職への研修（4回）

校長研修、教頭研修において青少年の LINE をはじめとする SNS の現状とトラブルの実態や学校での情報モラル教育の必要性や児童生徒の判断力を育むために必要な指導の在り方について等の内容で講演等を行い学校における情報モラル教育の意識の向上及び具体的な取り組み方について啓発・指導した。

(2) 教員への研修（6回）

教務主任研修、情報担当者会、初任者研修などの年次研修において、児童生徒に情報モラル教育を行う視点や情報モラル教育の必要性と指導のポイント等の内容を啓発・指導した。

(3) 学校からの要請で指導主事等が学校を訪問し行った研修（17回）

「よりよい使い方を考えさせる指導」や「日常モラルと仕組みを理解させる」ことを通して、児童と生徒の判断力を育成する、という本市の情報モラル教育の考え方を伝えるとともに、最新の情報を提供し教員の情報モラル教育に対する意識の向上をめざし、教職員、保護者を対象に計 17 回実施した。

2 各学校における主体的な取組

(1) 学校の各教科等での情報モラルの取組

すべての市立学校では情報モラルの授業を実施し、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を育んでいる。

- ・高等学校では、共通教科情報で情報化が社会に及ぼす影響と課題、情報社会の安全と情報技術についてなどを必修として学んでいる。
- ・中学校では、技術科で SNS を含めた情報社会の危険性について、また社会科で情報化社会における SNS の役割について、それぞれ学習機会を設けている。
- ・小・中学校では、道徳において SNS を介したいじめに関する題材から思いやりの大切さを、またインターネットに関する題材から情報社会の特性の理解と言葉を大切に使う心を学んでいる。
- ・特別活動において、全市立中学校では「学級活動年間指導計画」の中に、「SNS の活用」の項目を入れ、各学校の実態に応じて情報機器の特性を学び、メール等だけで相手に気持ちを伝える困難さを考えたり、ネットに画像を投稿したことによるトラブルの解決策を考えたりする活動を行っている。
- ・平成 28 年度より全ての市立学校において本格実施される「キャリア在り方生き方教育」では、情報及び情報手段を主体的に選択し活用する力を育むことが将来の自立に必要な力や態度の一つとして示している。教育委員会では、「キャリア在り方生き方ノート」（中学 2・3 年用）にネット利用について生徒が家族と考える内容を掲載するなどして、各学校が工夫した教育活動を行うための支援をしている。

(2) 外部専門家と連携した取組

学校が担任による情報モラルの授業以外に、携帯電話会社や警察から外部講師等を招いて児童生徒を対象にした授業や保護者を対象とした講演会を小学校 98 校、中学校 52 校、高等学校 5 校、特別支援学校 2 校で実施している。

(3) 児童生徒の自主的な取り組み

ポスターの校内掲示、児童生徒の手によるスマホのルールづくりなど、児童会や生徒会等の活動による取組を小学校 7 校、中学校 11 校、特別支援学校 1 校で実施している。

3 啓発のための発行物

(1) 5分でわかる情報モラル教育Q & A第8版の発行 (A4判 98ページ)

各学校に配付し、啓発を進めた。平成28年度に発行する第9版についてはSNSに関する実際のトラブル事例等を記載するなど、内容を充実させる方向で作成中である。

(2) 保護者と連携して指導を進めていくために保護者向けインターネットガイド (A3判両面)

SNSトラブルの実態、学校での指導内容、ルールづくり等家庭における指導等に関する内容であり、市立学校全教職員及び小学校4年生から高等学校3年生の保護者に配付した。



(3) 川崎市立学校インターネット問題相談窓口カード (名刺大両面)

市立学校全教職員及び小学校4年生から高等学校3年生に配付し相談窓口の周知を図った。

4 その他の取組

(1) PTAとの連携

市PTA連絡協議会主催のICT学習会において、本市の情報モラル教育と児童生徒の現状について情報提供を行った。そのことが広報紙「市P協かわさき」において紹介された。

(2) 関係諸団体との連携

児童生徒の現状を把握し今後の情報モラル教育に役立てるために、教育委員会事務局、各種校長会長、市PTA連絡協議会、県警察、有識者をメンバーとする「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」を実施し、児童生徒のネット利用をはじめとした情報モラルに係る実態を情報共有し、今後の児童生徒への指導の在り方を協議した。

今後について

- ・学校ではすでに児童生徒の発達段階に応じて情報を正しく扱えるようにしていくための指導や実践が始まっており、児童生徒の意識も高まってきている。指導の視点はインターネット社会の変化にも対応できるよう「情報を上手に扱えるようになる」といった汎用的な力を育てるように工夫をした指導を進めているが、今後は児童生徒が主体的に取り組む活動がますます重要となってくる。現在、実践されている児童生徒の自主的な取組を関係会議や研修で紹介するなどし、取組を推進する。
- ・ゲーム機、スマートフォン、PCなどインターネット端末を持たせる年齢は各家庭が判断する現状で、各家庭の情報モラルに関する考え方に差があることが課題である。今後も家庭での情報モラル教育の必要性を働きかけ、学校・家庭がともに学び考える姿勢が必要であることから、教育委員会では、可能な限り実態に即した児童生徒への情報モラル教育の内容検討及び推進をし、学校関係者、保護者に対する啓発を進めていく。

IV 生命尊重・人権尊重教育の充実

1 各学校の人権尊重教育全体計画の見直し

各学校での人権尊重教育の計画的・組織的な推進のために、次のような機会において、全体計画の見直しと人権尊重教育のさらなる充実を図るよう依頼した。

- ・平成 27 年 5 月第 1 回人権尊重教育推進担当者研修において、本事案の生命尊重・人権尊重教育の視点において説明した上で、全体計画の作成方法とポイント・計画例について各学校に示し、各学校の全体計画の見直しについて働きかけた。
- ・7 月の第 2 回人権尊重教育推進担当者研修において各学校の全体計画の見直しの観点やポイント等の説明を行い、校長会議においても理解を深めるための説明を行った。
- ・1 月の第 3 回人権尊重教育推進担当者研修において、次年度の全体計画の作成状況の確認と、その充実について改めて説明を行った。
- ・2 月末の第 4 回人権尊重教育推進担当者研修において、全体計画について各区情報交換を行い、各学校の全体計画を活用した意見交換を進める予定である。

今後について

- ・計画の作成過程において学校全体の教職員への具体的な取組推進の重要性に関する認識の共有が図られ、より効果的な実践につながるよう啓発していく。

2 研修を通した生命尊重教育、人権尊重教育の充実

- ・平成 27 年 7 月の第 2 回人権尊重教育推進担当者研修において、「いじめ問題の解決に取り組む NPO ジェントルハートプロジェクト」から講師を招き研修を実施した。
- ・この他、平成 28 年 2 月には市 PTA 連絡協議会と共催する PTA 人権研修会にて、3 月には学校用務員・学校給食調理員等人権研修にて、同 NPO の講演を予定している。
- ・こうした取組により教員のみならず、学校職員や保護者の方の意識の高まりが期待される。

今後について

- ・具体的な取組や学習方法の紹介等を行い、学校全体の意識向上に向けて、さらに啓発していく。

3 相談する機会の充実

(1) 相談カード「ひとりで悩まないで」の配付

- ・例年配付しているものであるが、「ダイヤル SOS」、「24 時間子供 SOS 電話相談」、「児童相談所全国共通ダイヤル 189」を新たに追加し、7 月に市立学校を通して全児童生徒に配付した。
- ・教育関係機関の他、各区役所の区民課、児童家庭課のほか児童相談所、市民館、図書館、市民オンブズマン事務局、市民・こども局等にも配付した。
- ・また、川崎区内飲食店、美容院等に相談カードを市の広報物として置いてほしいとの川崎区役所衛生課からの依頼に応じ、緊急にカードの配付を行った。
- ・関係機関等も含め、幅広く配付できたところであるが、広く活用されるための広報が必要である。

(2) CAP(子どもの暴力防止)プログラムの中学校への紹介

子どもの権利学習派遣事業として小学校 2～4 年生を対象に行ってきた CAP プログラム（認定 NPO 法人エンパワメントかながわ）と同様の取組を、中学校 1 校においてモデル的に実施した。実施にあたり、平成 27 年 7 月、校内研修として教職員に向けて CAP 大人プログラムを実施し、10 月に学年ごとに教職員と CAP プログラム担当者との事前打ち合わせを行った。その後、11 月に全校生徒対象（1 年、2 年、3 年ともに各 5 学級）に CAP プログラムを実施した。

- ・事後の生徒アンケートにおいて、「どんな人も暴力を受けずに、安心して生きいく権利がある」ことについて理解を深めたと回答した生徒、及び「いじめにあったとき何ができるか?」「自己防衛の方法」に関して「役立った」と回答した生徒が各学年共に多かった。
- ・生徒からは、CAP プログラムを通して、いじめや暴力がいけないことについて再認識したり、人権の大切さを学習したり、人に相談する権利があることを理解したりする等、学習の成果についての感想が多く見られた。
- ・一方、暴力もせず、仕返しもなく、相手に遺恨を残さないような解決方法を実現させるためには、社会全体が弱者に優しくなることが必要だと考える生徒も見られた。
- ・こうした結果からみても、「人権の大切さを知り、自らの大切を考え他の人を大切にすること。」また、「権利の侵害があったときには相談などをする権利があること」など、暴力の防止に対して深く考える機会となっていることが分かった。

今後について

- ・各学校に取組の有用性を周知し、継続的な実施や教育課程への計画的な位置づけなど、効果的な取組方法について、今後もさらに検討し、取組を推進していく。

V 家庭・地域の教育力を高めるための取組

1 地域教育会議の活性化

- ・事件後、川崎区をはじめとする各地域教育会議では、事件をどのように受け止め、今後、地域教育会議としてどのように活動していくかの話し合いや活動を続けている。
- ・平成 27 年 3 月及び 6 月に市地域教育会議代表者会議で討議を行い、8 月に「川崎市中学生死亡事件への地域の思い」としてとりまとめた。10 月さらに討議を深め、再発防止に向けた地域教育会議の役割の重要性について共有を図った。

今後について

- ・平成 28 年 2 月 20 日には、全市の交流会を開催し、事件をテーマに話し合いを行うとともに、地域で子供たちが健全に育つことができる環境づくりを推進する。

2 地域の寺子屋事業

- ・地域ぐるみで子供たちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを目的に、平成 26 年度からスタートした取組であり、平成 26 年度に 8 カ所開講、27 年度は 17 カ所に拡充した。
- ・取組内容としては、放課後週 1 回の学習支援と、月 1 回土曜日等の体験活動を通して、地域の大人と子供たちとの関係づくりや、保護者も含めた多世代での交流を推進している。
- ・多くの寺小屋では、寺子屋先生と子供たちがまちで出会った時に挨拶をし、言葉を交わし合えるような関係が生まれている。

今後について

- ・地域の寺子屋事業を拡充し、地域ぐるみで子供の育ちを支える環境づくりを醸成する取組を推進する。

3 その他の取組

(1) 家庭教育

- ・これまでの市民館主催の講座開催や P T A の家庭教育学級への講師派遣等の支援に加え、今までの学びの機会に参加しづらい保護者を支援するため、企業との連携・協力のあり方等について検討を進めた。
- ・家庭教育推進事業の企画・実施を担当する市民館長等関係職員と、再発防止に向けた家庭、地域の教育力の向上の重要性について共通認識を図った。

(2) 附属機関、関係団体

① 社会教育委員会

- ・再発防止に向けた社会教育の役割について議論し、その重要性について再確認した。

② P T A

- ・事件後、市 P T A の理事会や市 P T A ・教育委員・職員団体との懇談などの機会を捉え、再発防止に向けた情報交換を行った。また、情報モラルや人権の研修会などを市 P T A と教育委員会が共催し、保護者に対する啓発を進めた。

今後について

- ・仕事をしている保護者等、学びの機会に参加しづらい保護者への支援に努めるとともに、関係団体と連携を深め、家庭や地域の教育力を高める取組を推進する。

VI 子供の相談窓口の周知・啓発

1 相談対応の充実

(1) ダイヤル SOS の開設（緊急対策）

3 月に緊急対策として、「学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したとき」に、通報・相談できるように「ダイヤル SOS」を開設し、市立学校全児童生徒への周知を行った。

3 月から 12 月までに、児童生徒本人からの相談件数は 26 件であった。市立学校在籍者の相談については、相談者の了解のもと区・教育担当と学校が協働して課題解決にあたった。また、市外の生徒からの相談については、他の自治体に情報提供を行った事例もある。

2 子供の相談窓口の有効活用

(1) 24 時間子供 SOS 電話相談の開設及び周知カード配付

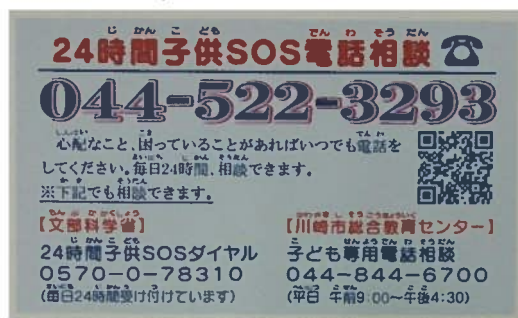
- ・上記の緊急対策に加えるとともに、文部科学省の通知を受け、「24 時間いじめ電話相談」を「24 時間子供 SOS 電話相談」と改編し、平成 27 年 10 月下旬に周知カードを市立学校全児童生徒に配付した。
- ・カードには、スマートフォンや携帯電話で QR コードを読み取ることにより、簡易にアクセスできる工夫を行った。

(2) 相談件数の増加

- ・平成 27 年 4 月から 10 月までの相談延べ件数 28 件（月平均 4 件）に対して、カードへの QR コード掲載以後の 11 月と 12 月の 2 ヶ月間だけの相談延べ件数は 51 件（月平均 25.5 件）と飛躍的に増加した。
- ・こうした取組の中で、「親子関係等の悩み」、「友人とのトラブル」、「自身の悩み（登校に対する不安）」について、学校や関係機関等との連携した取組により改善した事例もある。

今後について

- ・相談者の任意相談であるため、相談者本人の特定ができないものについては、相談内容から学校種を想定し、学校管理職や児童生徒指導担当者と情報共有したり、関係機関に協力を求めたりするなどして対応している。こうした事例における相談者の特定や、事態の改善に向けたより具体的な情報収集の方法については、大きな課題であると考えている。



VII 関係機関、関係局・区との連携の推進

1 川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定締結について

(1) 経過

- ・平成 27 年 4 月 28 日教育委員会会議で協定書（案）が承認されたのち、7 月と 9 月の本市情報公開運営審議会における審議ののち答申を受け、10 月 16 日に協定が締結され、11 月 1 日運用を開始した。
- ・協定締結以降、各種校長会議や市 PTA 連絡協議会等関係団体に対して、協定運用に関する説明を行った。また、各学校を通して保護者に対する周知を行った。
- ・協定の適正な運用を図るため、児童生徒指導連絡協議会において児童生徒指導担当者に改めて説明を行った。
- ・市学校警察連絡協議会運営委員会及び全体協議会において、県警察職員から効果的な運用事例等の紹介をする機会を設けた。

(2) 運用実績

11 月の運用開始から 1 月末日までの運用実績に関しては以下の通りである。

- 警察から学校に対する情報提供 7 件
- 学校から警察に対する情報提供 0 件

今後について

- ・同協定が効果的かつ適正に運用されるために、教職員の異動等を念頭に、年度ごとに校長会議や児童生徒指導連絡協議会等を通して、十分な周知をすすめていく。
- ・協定運用による好事例を、校長会議、学校警察連絡協議会、児童生徒指導連絡協議会等を通して十分な周知を図り、各学校が効果的な運用を図れるよう支援していく。

2 その他の警察と連携した取組

- ・県警少年相談・保護センターとの連携は非常に重要であり、協定締結後も同センターとの連携で、その運用に至っていない事例もある。
- ・児童生徒上の課題が学校や地域の中で心配されることがあれば、事態の改善に向けて、学校が主体となりその実態と必要性に応じて、PTA・地域（町会等）及び各警察署生活安全課、県警少年相談・保護センター等の関係機関と連携したサポートチームを設置する取組も行われており、児童生徒の健全育成に関して有効な取組となっている。

3 関係局・区との連携強化

- ・区・教育担当が、年 3 回の要保護児童対策地域協議会連携調整部会にはすべて出席することとし、また、その他の関係会議にも可能な限り参加している。課題を抱える児童生徒に関して区役所保健福祉部署等と情報共有を図り連携しながら、必要に応じて個々のケース会議において具体的な支援につなげている。
- ・児童相談所への相談があった事例について、情報提供を受けた教育委員会が相談者を特定し、支援につなげた事例もある。

今後について

- ・区・教育担当が区役所関連部署や児童相談所等の関係機関とより効果的に連携し、学校と協働して、課題を抱える児童生徒への支援を推進していく。